

お客様各位

栃木信用金庫

**「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更のお知らせ**

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当金庫では、お客様へのサービス維持・向上、不正防止等を目的として、2020年4月1日以降に新規開設した普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を導入しておりますが、

2022年4月1日より、**2020年（令和2年）3月31日以前に開設された普通預金口座**にも適用させていただきます。

**※常時入出金や口座振替等でお取引されている普通預金口座は対象となりません。**

**■ 次の条件を全て満たす普通預金口座が未利用口座管理手数料の対象となります。**

- (1) 最後にお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入および未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）があった日（※）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座（総合口座を含みます）であること。

※ 未利用期間の起算日

①2020年4月1日以降に作成した口座は、最終異動日の翌日

②**2020年3月31日以前に作成された口座は、2022年4月1日または最終異動日の翌日のいずれか遅い日**

- (2) 該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。

- (3) 同一支店で他に定期性預金、投資信託、国債等のお取引がないこと。

- (4) 当金庫でお借入がないこと。

※普通預金口座には、総合口座を含みます。

※紛失等によりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

**■ 未利用口座管理手数料**

年間1,200円（消費税別）

**■ 預金規定の改定**

本変更に伴い、預金規定を別添のとおり改定させていただきます。

○未利用口座管理手数料の対象となった場合、お届けのご住所に「ご案内」文書を郵送いたします。

※「ご案内」文書が延着または到達しなかった時でも通常到達したものとみなさせていただきます。

○「ご案内」文書の郵送から3か月経過後に、対象口座から未利用管理手数料を引き落とさせていただきます。

○対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、同口座を解約させていただきます。

○未利用口座管理手数料のご返却、解約させていただいた口座の再利用は応じかねますのでご了承ください。

※ご不明な点は、お取引店までお問い合わせください。

以上

旧	新
<p>普通預金（無利息型普通預金を含む）規定</p> <p>7.（手数料の取扱いについて）</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料</p> <p>① <u>令和2年4月1日以降に開設した預金口座</u>は、当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。</p> <p>②未利用口座となった場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p>③この預金口座が未利用口座となった場合は、この預金口座から未利用口座管理手数料を払戻し請求書等によらず引き落とします。</p> <p>④前3号で引き落とした未利用口座管理手数料は、返却しません。</p> <p>⑤この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当し、この口座を解約することができます。</p> <p>(2) この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引き落とします。</p>	<p>普通預金（無利息型普通預金を含む）規定</p> <p>7.（手数料の取扱いについて）</p> <p>(1) 未利用口座管理手数料</p> <p>①当金庫が定める一定期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。</p> <p>②未利用口座となった場合、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>